

愛知学院大学情報処理教育センター規程

昭和 60 年 4 月 1 日
施行

(設置)

第 1 条 愛知学院大学（以下「本学」という。）に、学長直属の情報処理教育センター（以下「センター」という。）を設ける。

(目的)

第 2 条 センターは、情報処理に関する教育・研究の充実に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的の円滑な遂行のため次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報処理教育に関する研究開発
- (2) 電子計算機利用に関する教育
- (3) 情報処理教育に関する資料の収集・管理
- (4) その他所長が適当と認めたもの

(運営委員会)

第 4 条 センターの運営に関する審議機関として運営委員会を設ける。運営委員会に関する規程は別に定める。

(専門委員会)

第 5 条 センターの技術的運用機関として専門委員会を設ける。専門委員会に関する規程は別に定める。

(組織)

第 6 条 センターに所長及び主任を置く。

(所長)

第 7 条 所長は、運営委員会の推薦に基づき、本学専任教員の中から学長が委嘱する。

2 所長は、センターを代表し、運営委員会の方針に基づいてセンターを統括する。

(主任)

第 8 条 主任は、運営委員会の推薦に基づき、本学専任教員の中から 2 名を学長が委嘱する。

2 主任は、所長を補佐し、日進キャンパス及び名城公園キャンパスを各々の所管として日常業務を掌理する。

(任期)

第 9 条 所長及び主任の任期は、それぞれ 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

(事務)

第 10 条 事務は、情報推進部情報支援課が行う。

(改正)

第 11 条 本規程の改正は、運営委員会及び代表教授会の議を経て、学長の承認を得ることを要する。

附 則

本規程は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、昭和 62 年 4 月 1 日より改正施行する。

本規程は、平成 3 年 4 月 1 日より改正施行する。

本規程は、平成 10 年 4 月 1 日より改正施行する。

本規程は、令和 2 年 4 月 1 日より改正施行する。この規程の改正に伴い、「情報処理教育センター研修員に関する内規」（昭和 62 年 4 月 1 日施行）は廃止とする。

本規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改正施行する。